

下記の委託業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和4年6月14日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

静岡県版プレミアム付き電子食事券事業業務委託

(2) 業務内容

本県の「ふじのくに安全・安心認証（飲食店）」取得店及び浜松市の「はままつ安全・安心な飲食店認証」取得店（以下「認証店」という。）のうち参加希望のあった店舗（以下「参加店」という。）を対象に利用できるプレミアム付き電子食事券の発行及び利用に関する業務

(3) 業務期間

契約締結日から令和5年2月28日（火）まで

(4) 契約限度額

2,700,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）※限度額を超えたものは失格とする。

2 参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 静岡県内に本店、支店又は営業所を設置している者であること。
※ 共同事業体の場合、代表団体が④の条件を満たすこと。
- (5) 平成24年4月1日以降に、国や地方公共団体等が発注した食事券事業、商品券事業等の飲食店や地域振興業務を受託した実績を有する者であること。
- (6) 当該委託業務を遂行し完了する能力を有する者であること。
- (7) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力

団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 選定基準

提出された書類とプレゼンテーションに基づき、総合的に審査して決定する。

4 手続等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県経済産業部商工業局商工振興課商工振興班（東館7階）

電話番号：054-221-3648 FAX：054-221-3216 E-mail：ssr@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案募集要領等の配布

ア 配布期間

令和4年6月14日（火）から令和4年6月24日（金）までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 配布場所

(1) 及び静岡県商工振興課ホームページ上

(3) 参加表明書

令和4年6月24日（金）正午までに持参又は電子メールにて(1)に提出すること。

(4) 企画提案書

令和4年6月28日（火）午後5時までに企画提案募集要領に提示する方法により(1)に提出すること。

(5) 選定

ア 事前審査

企画提案者数が多数の場合、提出された企画提案書（見積書を含む。）に基づく事前審査により、プレゼンテーションに参加する者を選定し、結果を通知する。

イ プrezentation

企画提案募集要領に提示のとおり実施する。

5 その他

(1) その他詳細は企画提案募集要領及び仕様書による。

(2) 企画提案競技に係る一切の費用は参加者の負担とする。

(3) 提出された書類は返却しない。また、企画提案書による提案内容は県に帰属する。

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(5) 本公告に係る企画提案の手続開始は令和4年度静岡県6月補正予算の成立を条件とし、契約締結日は令和4年7月1日以降とする。